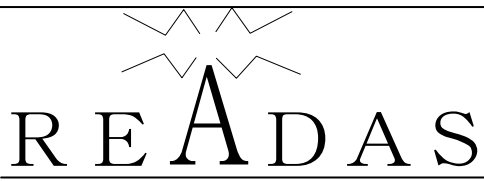


第 5110 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 11月 18日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

減価償却資産に該当しない美術品等の改訂案

Q：美術品等が減価償却資産に該当するかどうかの基準の改訂案が出されたそうですが、どのような内容だったのですか？

A：次のような内容でした。

【解説】

さきごろ、国税庁から時の経過によりその価値の減少しないものに係る区分案が出されました。

主な内容は、次のとおりです。

- ①古美術品、古文書等以外の美術品等について、従来あった、美術年鑑に登載されている者が制作した美術品等は、原則として減価償却資産に該当しないとする判断基準が廃止されます。
- ②取得価額が1点20万円（絵画は号2万円）未満の美術品等は減価償却資産として取り扱うことができるとする基準を廃止し、100万円以上のものは、原則として、減価償却資産に該当しないものとして取り扱われることとなります。
- ③絵画については、号2万円という基準が廃止され、他の美術品と同様に取得価額が1点100万円以上かどうかで判断することとなります。
- ④取得価額が1点100万円以上のものであっても、時の経過によりその価値の減少することが明らかなものについては、減価償却資産として取り扱われます。

